

平成 16 年 4 月

## 輸入者・税関事務管理人の皆様へ

これまで輸入者には、帳簿書類の保存義務、税関事務管理人には帳簿書類の提示義務はありませんでしたが、本年度の関税法の改正により、本年 10 月 1 日から新たに輸入者に帳簿書類の保存義務が、税関事務管理人に帳簿書類の提示義務が課されることとなりましたので、ご留意願います。

### (根拠法令)

#### 帳簿の備付け等(関税法第 94 条)

申告納税方式が適用される貨物を業として輸入する者は、政令で定めるところにより、当該貨物の品名、数量及び価格その他の必要な事項を記載した帳簿を備付け、かつ、当該帳簿及び貨物に係る取引に関して作成し又は受領した書類その他の書類で政令( )で定めるものを保存しなければならない。

#### 関税法施行令第 83 条

輸入許可を受けた貨物の契約書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表、製造者又は売渡人の作成した仕出人との間の取引についての書類その他輸入の許可を受けた貨物の課税標準を明らかにする書類。

#### 税関事務管理人(関税法第 95 条)

税関事務管理人は、税関関係手続等に係る申告者等が第 7 条の 9 第 1 項(帳簿の備付け等)及び第 94 条の規定により保存すべきこととされている帳簿書類について、税関長から提示を求められた場合には、当該帳簿書類を提示しなければならない。この場合において、当該申告者等は、税関事務管理人に対して、提示のために必要な便宜を与えなければならない。

なお、今回の法令改正についてご不明な点がございましたら

大阪税関調査保税部 特別関税調査官(調査第 1 担当)

06 - 6576 - 3337

までご相談願います。